

○三島市防災会議条例

昭和37年11月1日

条例第5号

改正 昭和53年7月3日条例第5号

平成12年3月30日条例第7号

平成24年10月5日条例第34号

平成28年3月25日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、三島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三島市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 静岡県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 三島市教育委員会の教育長
 - (6) 富士山南東消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 三島市消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(10) その他市長が必要と認める者

6 前項の委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第34号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条第7項の規定は、平成25年4月1日以後に三島市防災会議の委員として委嘱された者について適用し、同日前に三島市防災会議の委員として委嘱された者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。